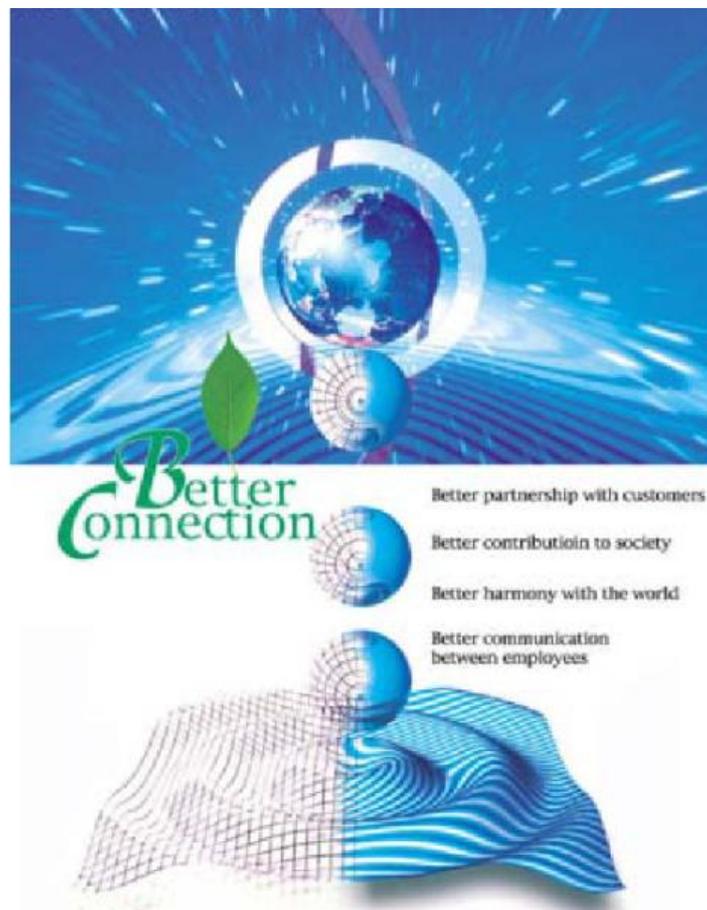


グリーン調達ガイドライン

第 12.2 版

施行； 2024 年 12 月 1 日

発行； 2024 年 9 月 25 日



山一電機株式会社

品質保証部

目 次

目次.....	1
環境方針.....	2
第1章概要	
1.目的.....	3
2.適用範囲.....	3
3.グリーン調達の推進.....	3
4.用語の定義.....	3
第2章取引先様へ依頼事項と管理基準	
5.環境関連物質の管理.....	3
5.1 含有禁止物質	
5.2 使用禁止物質	
5.3 管理物質	
6.取引先様の環境に関する取り組み	
6.1 環境管理体制の要求事項.....	4
6.2 サプライチェーン(2次取引先様・3次取引先様)の管理	
6.3 情報提供	
6.4 変更管理に対する対応	
6.5 環境負荷低減活動の推進	
7.責任ある鉱物調達方針.....	5
8.環境品質監査.....	5
9.グリーン調達ガイドラインの改訂.....	5
改訂履歴.....	6

環境方針

【基本理念】

企業活動の全ての面で地球環境の保全に配慮し、行動し、社会への持続的発展に貢献します。

【基本方針】

「未来に残そう緑の大地」をスローガンとして、以下の方針を積極的に推進します。

1.環境管理活動の実施

企業活動が環境に与える影響を把握して目標を設定し、ムダの排除と作業効率の向上を含む環境管理活動を実行します。

2.継続的改善と汚染の予防

環境管理システム、製品含有化学物質管理及び環境管理活動の継続的改善を図り、グリーン調達を持続し、環境汚染を予防します。

3.環境関連法規制等の順守

法規制及び自ら同意した利害関係者からの要求を順守します。

4.持続可能な資源の利用

従業員一人ひとりの社会生活が、資源枯渇と環境汚染を招くことを認識し、環境保全の行動を身につける啓発教育を実施し、循環型社会に貢献します。

5.気候変動の緩和及び気候変動への適応

省エネルギー化や廃棄物削減を推進し、気候変動の緩和・適応に貢献する環境保全活動に努めます。

6.環境保護、生物多様性及び生態系の保護

企業活動において、環境を保護し、生物多様性への影響を考慮して生態系の保護・回復に努めます。

7.この環境方針を公開します。

代表取締役社長 亀谷淳一
山一電機株式会社

【第9版】2021年7月作成

第 1 章 概要

1. 目的

環境関連物質の管理を明確にして山一電機グループ(以下、山一電機という)の法令順守と環境負荷低減を図ります。

2. 適用範囲

2.1 山一電機のすべての製品を構成する原材料・部品等及び製造工程で使用する副資材に適用します。

2.2 生産設備は、設置する国などを考慮し、弊社の設備担当者と協議の上、対応してください。

3. グリーン調達の推進

(1) 山一電機は、従来の T(技術力)Q(適正な品質)C(適正なコスト)D(安定した供給)に E(環境への配慮)を加え、T・Q・C・D の評価が同等であれば、E が優れている取引先様から優先して調達します。

(2) 山一電機は、製品のライフサイクル(材料の調達、製造、使用、廃棄の各段階)における環境負荷のより小さい原材料・部品等を優先して調達します。

(3) 山一電機は、取引先様とのパートナーシップを築き、共通課題の改善などに取り組みます。

4. 用語の定義

(1) 含有: 物質が原材料・部品等に添加・充填・混入・付着すること。

つまり、意図的使用であるか否かを問わず最終的に残存する状態を含有としております

(2) 意図的使用: 性能、外観又は品質のため製造工程で意図して使用すること

第 2 章 取引先様へ依頼事項と管理基準

5. 環境関連物質の管理

5.1 含有禁止物質

「含有禁止物質」は、原材料・部品等へ含有してはなりません。(意図的であるか否かを問わず含有してはなりません) 別表 1 含有禁止物質リスト

5.2 使用禁止物質

「製造工程使用禁止物質」は、原材料・部品等の製造工程で使用してはなりません。

別表 2 製造工程禁止物質リスト

5.3 管理物質

「管理物質」及び「REACH 規則 SVHC(高懸念物質)」は、含有及び使用を禁止しません。しかし、法律や社会情勢の変化を受けて、禁止になる可能性があるため以下の基準で情報提供をお願いします。

(1) 意図的使用あるいは含有が既知である場合、含有量を管理していただく物質

別表 3 管理物質リスト

(2) 「REACH 規則 SVHC」は、購入品の総質量における含有率が 1000ppm を超える場合

別表 REACH 規則 SVHC(高懸念物質) リスト

6. 取引先様の環境に関する取り組み

6.1 環境管理体制の要求事項

- (1) ISO14001, エコアクション 21 などの第三者認証の取得を要望致します。
- (2) 前項が難しいときは、以下の取り組みをお願いしております。
 - ① 環境保全に対する企業理念・方針を策定する。
 - ② 環境保全を推進する組織を設置し、方針や目標達成のためのプランを策定する。
 - ③ 環境マネジメントシステムを構築する。
 - ④ 従業員(派遣社員を含む)に対する教育・啓発を行う。
 - ⑤ 環境に配慮した製品, 原材料の購入を推進する。
 - ⑥ 環境関連物質の管理体制を構築する。

6.2 サプライチェーン(2次取引先様・3次取引先様)の管理

取引先様が製造の全部又は一部(メッキ, 印刷など)を委託している法人を2次取引先様・3次取引先様とします。取引先様にこの委託先の環境管理体制について管理責任を求めます。

又、山一電機グリーン調達ガイドラインの送付をお願いします。

6.3 情報提供

新規取引開始・グリーン調達ガイドライン改定時以下の情報提供を依頼します。

(1) グリーン調達・評価票

環境管理体制について自己評価結果の提出をお願いします。

(2) グリーン調達・証明書

「含有禁止物質」, 「管理物質」, 「REACH 規則 SVHC」の原材料・部品等への含有有無、又は「製造工程使用禁止物質」の工程での使用有無について提出をお願いします。

(3) グリーン調達・含有物質報告書

「含有禁止物質」, 「管理物質」, 「REACH 規則 SVHC」を原材料・部品等に含有している場合、又は「製造工程使用禁止物質」を工程で使用している場合に提出をお願いします。

(4) 個別環境データの提供をお願いします

化学物質含有調査及び顧客提出要求で、以下環境データの対応をお願いします

1. SDS (安全データシート)
2. ICP データ (第三者機関精密分析方法による分析結果)
3. 成分開示 (JAPIA シート、ChemSHERPA AI での成分情報)
4. その他顧客が要求する含有化学物質情報

6.4 変更管理に対する対応

取引先様で山一電機が認定した仕様内容に変更(4M 変更)が必要な場合は、速やかに変更内容・変更理由・試験データ等を所定様式にて申請願います。

詳細確認は提出窓口生産管理部購買課ご担当へお願いします

6.5 環境負荷低減活動の推進

(1) 温室効果ガス排出量の把握／削減

温室効果ガス排出量の把握およびエネルギーの有効活用等、温室効果ガス排出量削減活動の推進をお願いします。

(2) 資源循環の推進

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源効率を高めることの重要性をご理解いただき、廃棄物発生量の削減や、資源リサイクル等の体制構築と継続的な取り組みをお願いします。

(3) 大気・水・土壌等の環境保全

大気・水・土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、水使用量の削減をはじめ環境保全に努めてください。

(4) 生態系への配慮

生物多様性保全活動の推進をお願いします。

7. 責任ある鉱物調達方針

山一電機グループは紛争地域諸国および高リスク国での児童労働などの人権侵害、劣悪な労働環境、環境破壊、汚職などあらゆるリスクや不正に係わる組織の資金源となる恐れのある tantalum、tungsten、錫、金、コバルト、マイカなどの鉱物問題を重大課題として認識し、社会的責任を果たすためサプライチェーン全体で責任ある鉱物調達を推進します。

サプライヤー調査においては、業界標準である RMI(Responsible Minerals Initiative)テンプレートを採用し、一次サプライヤーのご協力のもと、調査・リスク評価を実施します。

尚、リスクが特定された場合は、是正計画を策定し対策を実施します。

8. 環境品質監査

取引先様に環境品質監査を受けていただく場合があります。

重大な環境事故原因が判明した場合、グリーン調達ガイドライン改定時提出頂いた「グリーン調達・評価票」結果が C ランクの場合

9. グリーン調達ガイドラインの改訂

本ガイドラインは、予告なく改訂する場合があります。

以上

改訂履歴

改訂日	版数	主な改定内容
2015.08	7.0	紛争鉱物(3TG)方針の記載 含有禁止物質リスト改訂 SVHC(高懸念物質)リスト改訂
2017.08	8.0	環境方針の変更(ISO14001:2015 対応) 6.4 変更管理に対する対応の記載 含有禁止物質リスト刷新 SVHC(高懸念物質)リスト改訂
2018.08	9.0	2.1 適用範囲の変更 含有禁止物質リスト改訂 SVHC(高懸念物質)リスト改訂
2019.08	10.0	表紙に本ガイドライン施行日記載 6.2 サプライチェーン(2次取引先様・3次取引先様)の管理 書式 グリーン調達・証明書(二次加工・金属材料リスト)改訂 物質リスト V2.2 へ改訂 (含有禁止物質 1 物質追加・管理物質 1 物質削除) SVHC(高懸念物質)リスト改訂 第 21 次 201 物質まで掲載
2021.08	11.0	代表取締役社長交代による環境方針改訂 物質リスト V2.3 へ改訂 (含有禁止物質 4 物質追加・管理物質 2 物質追加) SVHC(高懸念物質)リスト改訂 第 25 次 219 物質まで掲載
2022.08	12.0	6 項 取引先様への環境に関する取組みについて以下追加する 6.3(4)個別環境データの提供のお願い 6.5 環境負荷低減活動の推進 7 項 紛争鉱物への対応 → 責任ある鉱物調達方針へ範囲拡大 物質リスト V3.0 へ改訂 (含有禁止物質 3 物質追加・管理物質 3 物質追加) SVHC(高懸念物質)リスト改訂 第 27 次 224 物質まで掲載
2023.09	12.1	ガイドライン変更なし 物質リスト V3.1 へ改訂 (含有禁止物質 1 物質・管理物質 2 物質群追加) SVHC(高懸念物質)リスト改訂 第 29 次 235 物質まで掲載
2024.09	12.2	ガイドライン変更なし 物質リスト V3.2 へ改訂 (含有禁止物質 1 物質群・管理物質 1 追加) SVHC(高懸念物質)リスト改訂 第 31 次 241 物質まで掲載